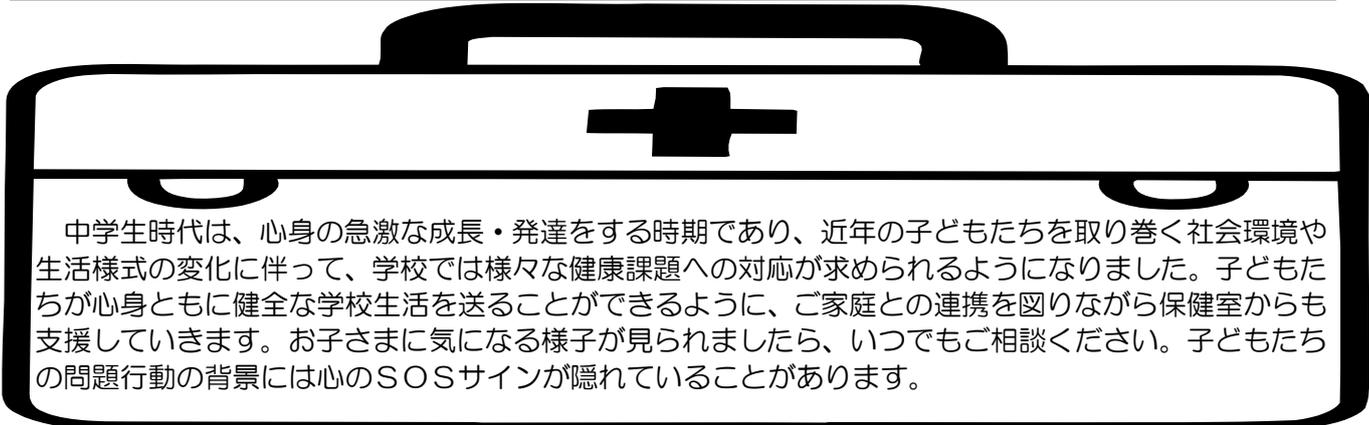


よりよい学校生活のために

④保健室より



中学生時代は、心身の急激な成長・発達をする時期であり、近年の子どもたちを取り巻く社会環境や生活様式の変化に伴って、学校では様々な健康課題への対応が求められるようになりました。子どもたちが心身ともに健全な学校生活を送ることができるように、ご家庭との連携を図りながら保健室からも支援していきます。お子さまに気になる様子が見られましたら、いつでもご相談ください。子どもたちの問題行動の背景には心のSOSサインが隠れていることがあります。

(1) 疾病治療や精密検査のお願い

- ① 定期健康診断の結果、病気や異常が見つかった場合は、治療のお勧めをお渡しします。お子さまが、健康で安全な学校生活が送れるよう早期受診・早期治療をお願いします。
- ② 受診されましたら、速やかに受診報告書をご提出ください。

(2) 学校で体調が悪くなった場合

- ① 保健室で、1時間をめどに休養することができます。回復の見込みがない場合には、早退手続きを行います。生徒個票（緊急連絡カード）に従い、連絡させていただきます。保護者の方のお迎えをお願いします。（生徒の安全を配慮し、原則一人で帰宅させることは避けます。保護者の承諾がある場合を除きます）
- ② 保健室では、医師の指示がない限り内服薬は服用させません。生理痛や持病がある場合には、必要な薬を持たせてください。
- ③ アレルギー体質や慢性疾患など、学校での配慮が必要な場合は、担任や養護教諭にお知らせください。

(3) 学校管理下で災害が発生した場合

- ① 受診が必要と思われる場合は、応急処置後保護者に連絡します。連絡が入りましたら、保険証と子ども医療費受給者証をご持参の上、医療機関に来ていただきますようお願いいたします。治療や検査のために個人情報に関わる内容が問われますので、保護者の同伴が求められます。
- ② 受診する場合は、かかりつけの医療機関を優先して連絡しますが、かかりつけの医療機関が遠方の場合や連絡がとれない場合は、近隣の医療機関に連絡をとる場合がありますのでご了解ください。
- ③ 学校管理下の災害で医療機関にかかった場合は、日本スポーツ振興センターの対象となります。手続きに必要な書類をお渡ししますのでご連絡ください。但し、次に該当する場合は対象になりません。
 - a) 傷病に係る初診から治癒までの間の医療費総額が500点未満の場合。
 - b) 第三者による加害の場合。
 - ・ 交通事故による加害者が明らかな場合。（加害者側への損害賠償請求を行う）
 - ・ ひき逃げや無保険者等の場合。（損害保険会社等が窓口）
 - ・ 暴力行為による災害。
 - c) 大病院（特定機能病院・一般病床500床以上の地域医療支援病院）に受診した際に必要となる特別料金（7,700円程度）。